

フィリピン経済とナショナリズム

吉 原 久 仁 夫*

Nationalism and the Philippine Economy

by

Kunio YOSHIHARA

This paper describes postwar nationalistic measures in the Philippines in the context of nationalism vis-à-vis economic development. The Philippines is an underdeveloped country with a per capita income of roughly \$100. First under Spanish and then under American rule, she gained independence in 1946. Not only the influx of Western influences but also the lack of cultural unity and a common historical background make it difficult for the country to determine and develop her identity. Philippine nationalism must be understood within this framework.

But nationalistic measures have often resulted in a slowing down of economic progress and sometimes proved to be in conflict with the goal of economic development. Such a conflict is not so serious in an economically developed country. But the Philippines has a number of acutely pressing economic problems and can ill afford to maintain policies which act as barriers to economic development.

Section I of the paper serves as an introduction. In section II, the extent of foreign participation in different sectors of the Philippine economy is described. In section III, first, court decisions on naturalization laws are discussed, followed by a review of nationalization laws. In section IV, the 'special' position of American business is discussed. In section V, nationalistic administrative practices for the promotion of domestic industrialization are examined. The paper concludes by pointing to the conflict between nationalism and economic development and recommending a modification of the present nationalistic policy.

Ⅰ 序 論

この論文ではフィリピンの工業化との関連においてナショナリズムがとらえられているが、フィリピンが後進国の代表国として選ばれたのではない。たまたま著者が1年足らず同国に滞在する機会があったのでこの国について研究する事が出来たことによる。将来東南アジアの他

* 京都大学東南アジア研究センター

の国についても滞在する機会があればこれに類する研究を行ない、最終的には工業化とナショナリズムについて一般化した論文を書きたいと願っている。

ナショナリズムはいろいろな意味をもっているが、ここで取り扱われているナショナリズムは経済分野に限定される。英語では *Economic Nationalism* と呼ばれているものである。

では経済におけるナショナリズムとは何か。それは経済帝国主義に対応するものと見る事が出来る。ある国において、その国民の生産要素の所有および所得配分を増大する一連の政策はナショナリズムを反映しているものと考えられる。また、その国の経済発展あるいは成長を他の国の犠牲においてより高くするために取られた政策もそれを反映していると考えられる事が出来る。

フィリピンは、約 350 年スペインの植民地であった後アメリカの植民地となった。アメリカの植民地時代は約50年続き、1946年独立して今日に至っている。フィリピンは7,000以上の島からなり、言語の数は80を越えると言われている。主な言語は約10ほどであるが、その中でセブアノとタガログ語が一番よく使われている。しかしどの言語も「国語」として使用される現状ではない。これは、フィリピンが部族国家の段階でスペインによって植民地化されたという歴史的事実を反映している。スペイン時代に人民のキリスト教化は熱心に行なわれ、それがフィリピンの文化に一つの統一を与えている。しかし国民にスペイン語を普及させる事はおこなわれず、この点において中南米のスペイン植民地であった国々の経験と異なっている。

こういう歴史的背景の中でナショナリズムをとらえるべきなのであるが、それはフィリピンの経済発展においてどういう意味を持っているのだろうか。ナショナリズムは経済発展の過程において障害なのであるだろうか。この論文はフィリピンの現状を述べ、これらの問題について言及する。¹⁾

Ⅱ 外国の資本参加の現状

“フィリピン経済はアメリカ人と華僑によって支配されている”と言う人がある。²⁾ この事について満足な答を出すには“支配”の意味をはっきりさせなければならない。経済分野における外国の支配とは、バーゲニング・パワーが外国人のほうが強いという事を意味すると思われるが、これを実証する研究はなく、またそれに必要なデータも乏しい様に思える。ただし、外国人がフィリピン経済のいろいろな部門に入って活躍し、また近代産業の中で特に外国人の

1) フィリピンを含んで東南アジアの後進性とナショナリズムを問題にしているものに *Underdevelopment and Economic Nationalism*, ed. by Frank Golay, et al. (Ithaca: Cornell University Press, 1969) がある。これ以前に Frank Golay は *The Philippines: Public Policy and National Economic Development* (Ithaca: Cornell University Press, 1961) の14章でフィリピンのナショナリズムについてふれている。

2) Renato Constantino, “Sino-American Colony,” マニラ・クロニクル紙 (1971年1月14日, 16日, 19日と21日に連載)。

活躍の顕著なものもある。自国民がやるべき分野で外国人が目立つ事は、その分野が国威にかかわるものであればあるほど外国人がその国の経済に占める位置が高く評価される事になり、極端になると“フィリピン経済は外国人が支配する”という事になるのだと思う。

どの産業が戦略的かという問題を抜きにして、それではフィリピン企業のうちどの程度が外国人の支配下にあるのだろうか。経済全体についてはくわしく分からない。外国企業について官庁が資料を集め始めたのはここ数年の事で、その整理されたものは未発表である。³⁾ ただおまかに分かっている事は次の通りである。農業においてはパイナップルの二つのアメリカの会社をのぞいて外国企業はない。公益事業およびサービス業において外国企業の存在はほとんど重要性はない。建設と林業に外国企業が若干ある。⁴⁾ 外国企業の重要な産業は鉱業、製造業および商業である。

商業は小売業と卸売業に分かれるが、後に述べる「小売業国民化法」によって外国人が小売業に従事する事は禁じられている。卸売業についても同法律が適用されるかどうかについては現在法廷で争われている。結果は分からないが、外国企業の進出には好ましからざる分野であるので、商業においては外国企業はない様に思われるかもしれない。しかし、アメリカ人は1974年までは少なくとも外国人と見なされず同法の適用は受けない。また中国人でフィリピンの市民権を持っている者を外国人と見るかフィリピン人と見るかによって、商業における外国人の位置づけは変わる。法律的にはフィリピン市民権を持っているのでフィリピン人なのであるが、彼らは文化的・社会的には異質なグループとして存在し、この観点に立てば彼らを外国人と見る事が出来る。その立場からすると、中国系フィリピン人が商業において重要な位置を占めているので、この分野は外国人によって支配されているという見方も出てくる。⁵⁾

鉱業においては憲法で外国企業は禁止されている。⁶⁾ しかし、先にも述べたように1974年ま

3) 外国企業についての資料は「外国企業活動規制法」を管轄している投資委員会にある。その整理は商務省で行なわれているようであるが発表されていない。

4) 伐採、製材、合板をやっている会社で1968年5百万ペソ以上の売上げがあった会社が50あった。その内8社はアメリカ企業である。(ソリアノ系列が2社、5社は子会社で他の一つは子会社かどうか不明である。)

5) 市民権を持っている持っていないにかかわらず中国人は一つのグループを構成しフィリピン人が入ろうとするといろいろな手段で閉め出しにかかるという事はフィリピン人からよく聞く。例えばある地方に原料買付けにフィリピン人が入るとそれを阻止するため集計人が中国人である場合フィリピン人には少し安く、中国人には高く支払うことによって中国商人を有利な立場に立たせるといふ。中国人はこれは仲間のほうが信頼度が高いので安定性のプレミアムを払っているにすぎないという。

中国人のやり方のきたなさはストーンヒルがタバコ分野に入った時にも起こった。もともとこの分野は中国人が独占的な立場に立っていたが、ストーンヒルはアメリカの商標を使ってタバコを売ることを始めたため、その邪魔をするのにタバコの中に石けん水を入れストーンヒルの信用を落として妨害しようとした。しかしこの場合はストーンヒルのほうが役者が上で彼はタバコで金をもうけるのに成功した。余談になるが、彼はそれを元にしてフィリピンに『ストーンヒル帝国』を作った。しかしその彼もいろいろおおよび恐かつを使った悪徳商人として1960年代の初め国外に追放された。

6) フィリピン憲法13条。

でアメリカ人は国民待遇を受けるのでアメリカ企業は鉱業に従事することが出来る。それでは現在鉱業におけるアメリカ企業の占める割合はどの程度なのであろうか。

鉱業全体についてこの問題を究明する事は出来なかったが、1968年の売上げを基準にしてトップ12社を選んでアメリカ人の株の所有状況を調べてみた。小さな会社を入れると数十、あるいは百社を越えるかもしれないが、外国投資が大会社に集中するところから、大きな会社に調査を限定した。その結果は表1のとおりである。

表1 鉱業におけるトップ12社

会 社 名	売 上 高		設立 された年	主産品	国別所有
	1968 (単位：百万ペソ)	1969			
Atlas Consolidated Mining and Development Corporation	182.8	255.6	1953	銅	アメリカ(59)ソリアノ系列
Acoje Mining Co., Inc.	22.2	24.6	1935	クロム	フィリピン(80)
Benguet Consolidated, Inc.	59.1	59.2	1956	金	アメリカ(95)
Consolidated Mines, Inc.	25.8	41.7	1933	クロム	フィリピン(100)
Filmag (Phils.), Inc.	11.8	不明	1961	クロム 鉄	フィリピン(60)
Itogon-Suyoc Mines, Inc.	14.6	12.6	不明	金	フィリピン(71)
Lepanto Consolidated Mining Co., Inc.	112.1	145.5	1936	銅	フィリピン(65)
Marinduque Mining and Industrial Corp.	125.0	160.5	1949	銅	フィリピン(71)
Palawan Quicksilver Mines, Inc.	6.4	6.9	1954	水銀	フィリピン(67)
Philex Mining Corp.	48.7	77.8	1955	銅	フィリピン(70)
Philippines Iron Mines, Inc.	29.8	28.8	1930	鉄	フィリピン(55) アメリカ(24)
Samar Mining Co., Inc.	8.7	不明	1937	鉄	フィリピン(90)エリザルデ系列

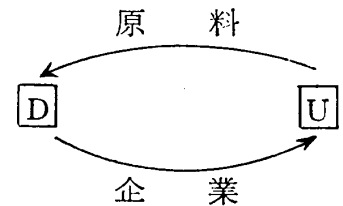
注) 国別所有の欄のカッコ内の数字はその国の1970年現在の株式所有のパーセントを示す。

1968年 および 1969年 の売上げのトップはアトラス・コンソリデート社である。この会社はソリアノ系列に属し、アメリカ企業という事が出来る。もう一つのアメリカ企業はベンゲット・コンソリデート社で、売上げのランクは1968年は第4位、1969年は第5位である。他の企業にもアメリカ資本が多少入っているが、過半数を占めるものは上記2社以外はない。ベンゲット・コンソリデート社をアメリカ企業と見る事には問題はないと思えるが、アトラス・コンソリデート社の場合、ソリアノをアメリカ人と見るかどうかには少し問題が残る。現在ソリアノ財閥はアンドレとホセ・ソリアノの兄弟によって運営されている。彼らはスペイン系で第2次大戦中アメリカへ行きそこで市民権を取った。彼らは法律的にはアメリカ人であるが、文化・社会的にはフィリピン人としての色彩が強い。⁷⁾ たとえソリアノをアメリカ人と見たとしても現

7) アントニオ・ロハス、ゾベル・デ・アヤラとソリアノの親戚関係を示した家系図は『東南アジア研究』9巻2号、p. 298, 299 を参照。

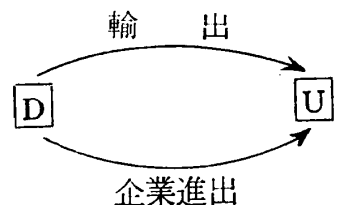
在アメリカ資本の鉱業において占める比率は低いと言う事が出来ると思う。

外国企業の進出のパターンは大きく分けて輸入にともなうものと輸出にともなうものとに分けられる。最初のパターンは図で示せば右のようになる。



先進国Dが後進国Uから原料を輸入していたと考えよう。しかし先進国の原料需要が後進国の技術・資本では満たせないと思われる場合、先進国の企業が後進国に原料を確実にかつ低価で得る事を目的として進出する事になる。フィリピンの場合この種の進出が鉱業・林業・農業（プランテーション）に見られる。

第2のパターンは輸出にともなうもので図で示せば右のようになる。



最初は先進国と後進国の経済関係は貿易関係であった。工業製品はすべて自国で製造されそれを後進国に持って行き販売するという輸出の形態をとっていた。しかしそれが何らかの理由で製造過程の一部あるいは全部を現地でやるほうが売上げを伸ばすのにより適する事になり、企業の進出という結果になるのが第2のパターンである。⁸⁾

こんなパターンを作りだした要因は幾つもあると思う。その第1は、運賃等の理由で現地生産のほうがむくものである。コカコーラ、ペプシコーラなど原料を本国から送り、水、ビン、砂糖等は現地で調達したほうが完成品を送るよりも安あがりなものである。第2は主原料が現地にあり、市場の大きさ、生産に必要な技術のトランスファーなどの観点から見た場合本国にその原料を送りまた完成品を送り返すよりも現地で生産したほうが安あがりなものである。コプラを原料とした石鹼・洗剤類およびタイヤ製造などはこの例である。第3は関税および輸入割当等の障害をのり越える対策としての企業進出である。後に詳しく述べるが、フィリピンの場合1950年から輸入代替による工業化対策をとり、生活必需品および資本財以外の完成品の関税を高くし、その反面、部品および原料の関税を低くした。また1950年頃から1962年まで為替管理を行ない、ドルの割当を決める時上記の工業化を推進するのに役立つ企業を優遇した。このため部品を輸入して組み立てるとか（自動車、電気製品）、原料を輸入し調合してビンづめするとか（薬）する外国（および国内）企業が出来た。⁹⁾

8) 企業進出は新しく会社を作るか既存の会社への資本参加かのいずれかの形態をとる。いずれの場合でも資本参加の程度が問題となり、100%か過半数かあるいは過半数以下かの決定を必要とする。

また輸出、企業進出以外に licensing agreement の形をもとる。この問題については著者の“A Study of Philippine Manufacturing Corporations,” *The Developing Economies*, 1971年9月号参照。

9) アメリカ企業の多くが輸入代替産業に属することは次の文献で初めて指摘された。B. Bantegui, “Memorandum to Staff Secretariat of NEC Working Committees on Laurel-Langley Trade Agreement,” (September 26, 1968).

フィリピンの製造業に従事している外国企業の多くは第2のパターンによって代表されるが、中には第1のパターンを反映するものもある。製造業の定義は買い入れた部品あるいは原料を加工ないし変形する経済活動であり、第1のパターンでフィリピンに進出して得た原料を加工して本国に送る場合はその企業は製造業とみなされる。それでは製造業における外国企業の第1のパターンと第2のパターンを区別するものは何かというと、主な販売市場が国内か国外かという事である。

製造業全体において外国企業の占める割合を調べるのは困難であったので、時間の制約上1968年に500万ペソ以上の売上げを持つ会社をサンプルにとりその中での外国企業を調べた。サンプルに選ばれた会社数は254でその産業分類および外国・国内企業の区分は表2に示されている。

254社はいろいろな産業に従事しており、フィリピン工業のベースは東南アジアの中では広いのではないと思われる。一番多いのが食料品産業で全体の約3分の1を占めている。その中で砂糖に従事している企業が20あるがこれは砂糖の精製である。セナイにも企業数が多い。綿、人工セナイおよびその加工とセナイ産業の幅は広いが乱立している分野がある。紡績から布地まで一貫作業をする設備を持つ会社16社がこの中に含まれているが、市場の大きさにかんがみ、企業数が多すぎると思える。運搬機械（自動車および単車）や電気製品を作っている会社は、主な部品をほとんど外国から輸入しその組立を行なっている。フィリピンには現在炉を持った製鉄工場はなく目下計画中であるが、圧延工程とそれ以後の加工施設を持っている会社はあり、いろいろな金属製品を作っている。これらの会社25社がサンプルの中に入っている。

254社は外国企業か国内企業に分けられている。分けた基準は普通株の過半数をフィリピン人と外国人のどちらが持っているかである。1970年現在、外国企業は254社の内88社、国内企業166社であった。外国企業の内65社が子会社でそうでないもの23社であった。子会社でないものはその内中国人所有のもの9社で他はアメリカ人およびその他の西洋人の所有のものである。彼らは本国の会社とは直接関係なく植民地時代から経営していたものか、あるいはフィリピン人でアメリカの市民権を持つものである（例：ソリアノ）。この種の企業の重要性は時とともに少なくなってゆくと思われる。

88の外国企業を国別に見るとアメリカ67、中国9、日本1、他11と、アメリカ企業が圧倒的に多い。他11の中には英国、オランダ、スペイン、スイスの企業が含まれている。¹⁰⁾

産業別に見ると、製粉・飼料・セメント・肥料の分野には外国企業はない。酒類・繊維の分野に外国企業が若干あるが、その影響力は弱い。酒類を作っている外国企業は中国人所有で、売上げ高はサンプル6社の内1968年において5番目である。繊維の外国企業4社の内1社は英

10) 国別企業数は表2には示されていない。

表2 フィリピン製造工業におけるトップ254社の産業別・所有別分類

産業分類	計	外国企業		国内企業	
		子会社	その他	フィリピン人企業	中国系フィリピン人企業
A. 食料品	80	16	11	32	21
1. 酪農	4	3			1
2. 砂糖	20		5	15	
3. 小麦粉	6			4	2
4. その他の食料	18	7		3	8
5. 飲料水	4	3			1
6. 酒類	6		1	4	1
7. タバコ	12	1	3	1	7
8. コプラ	10	2	2	5	1
B. 繊維	34	2	3	16	13
1. 繊維	31	1	3	14	13
2. 産業用繊維	3	1		2	
C. 化学	50	28	2	14	6
1. 石油精製	4	4			
2. 塗料	6	1	2	2	1
3. 肥料	3			3	
4. 製薬	14	12		1	1
5. 石けん・化粧品	5	3			2
6. バッテリー	3	1		2	
7. マッチ	2	1		1	
8. その他	13	6		5	2
D. 金属加工	25	5	2	7	11
E. 電気製品	11	3	2	5	1
F. 機械・器具	17	6	1	7	3
1. 一般機械	7	3	1	3	
2. 運搬機械	10	3		4	3
G. その他	37	5	2	19	11
1. 紙製品	11	2		4	5
2. ゴム製品	7	3			4
3. ガラス製品	3		1	1	1
4. セメント	9			9	
5. 建設資材	4		1	2	1
6. 飼料	2			2	
7. その他	1			1	
計	254	65	23	100	66

国の子会社でありミシン系等を製造し、他の3社は繊維加工を行なっている。4社とも売上げ、資本金、利潤率の点から見て良いとは言えない。

外国企業はあるが子会社のない分野は砂糖と建設資材である。砂糖の五つの外国企業の内三つはアメリカ企業で Theo Davis (Far East) の系列にある。この会社はハワイに本社があり、フィリピン以外の国にも会社を持っている。この会社の性格ははっきりとはつかめないが持株会社兼経営会社といったところであろう。この系列下には塗料・電気製品・建設資材の分野の各1社がサンプル中に含まれている。残りの二つの砂糖工場はスペイン人によって所有されているものである。

子会社が相対的に重要な産業は酪農、飲料水、石油精製、薬、石鹼および化粧品、マッチ、電気製品、自動車、ゴム製品（タイヤ）である。中でも石油精製の分野に国内会社はなく外国企業の独占である。飲料水の分野においては外国企業が売上げの90%を占めている。製薬会社14社の内外国企業が12社、国内企業2社で外国企業の市場のシェアが圧倒的に見えるが、1968年においてシェアは57%にすぎなかった。理由は国内企業2社の売上げが非常に多い事である。売上げの一番多いのは中国系フィリピン人所有の会社で、この分野での外国企業で売上げの一番多いものの3倍もの売上げを持つ。その次に売上げの多いのもフィリピン企業であるが、この売上げは外国企業の中で売上げ一番のものとだいたい同じくらいである。この会社は最近フィリピンの市民権を取った元スイス人が所有している。

Ⅲ フィリピン経済の国民化への方向

後進国の外国資本および技術に対する依存度は高くなりがちで、フィリピンもその例外ではない。第Ⅱ節で述べたのは現在における状態であり、以前にさかのぼれば外国資本への依存度はさらに高かった事は確かである。では外国資本への依存度を低め経済を国民化する動きはどのようなものであったのだろうか。この節においてまず最初に、フィリピン文化・社会にとけこめない外国人の帰化を防止する裁判所の動静を扱い、次に経済の国民化を目的とする一連の法律について叙述する。

1. 市民権取得の制限

フィリピンにいる外国人の中で中国人の数は圧倒的に多く、フィリピン市民権を欲しているのも彼らである。現在フィリピンにいる中国人の数ははっきりせず、根拠はないが、ナショナリストの言う数は2～3百万である。¹¹⁾ しかし実際にはもっと少ないのではなかろうか。またある報告によると、成年者40万、未成年者20万で華僑人口計60万であり、その内成年者の約5万、未成年者の6万はすでに市民権を持っている。即ち約11万が市民権を持っており49万は持

11) 1971年5月5日付マニラ・タイムス紙の読者欄に掲載された Juan M. Arreglado の“Sino Assimilation Barriers Explained” と題する手紙の中に出てくる数字。

っていない。¹²⁾ また他の推定によれば約20万人の中国人が市民権を持たずにいるとも言う。このように推定時点が違うために推定数がくい違う結果になっているのかもしれないが、はっきりした数は分からない。ただ、現在いる中国人の過半数以上はフィリピンで生まれた中国人である。¹³⁾ いずれにせよ20万あるいはそれ以上の中国人が市民権を持たずにいる事は確かである。なぜこんなにたくさんの中国人が市民権を持たずにいるのであろうか。彼らは中国人である事に誇りを持っている為にフィリピン市民になりたがらないのだろうか。誇りも持っているであろうが、大きな要因は市民になるのが困難な事である。

戦前にフィリピン憲法ができた時、フィリピン人とは誰かという事が問題になった。フィリピンに生まれた中国人がフィリピン人であると当時考えられていたら、その子供は自動的に市民になるのだから現在の市民権を持たない中国人の数はずっと少なくなっていたはずである。

憲法第四章によれば、フィリピン人とは(1) 憲法発布の時フィリピン人であった人、(2) 外国人の両親でフィリピンに生まれ以前選挙で当選した事のある人、(3) 父親がフィリピン人である人、(4) 母親がフィリピン人で成人してフィリピン市民である事を選んだ人、(5) 帰化した人、である。

問題になるのは誰がフィリピン人であったかという事である。この問題は複雑でスペイン時代にさかのぼり、スペインの法律のフィリピンへの妥当性を検討しなければならないが、ここではフィリピンに生まれた中国人が市民とみなされたかどうか問題となる。その国に生まれたすべての人は市民権を得る権利を有するという *Jus Soli* の原則は憲法発布の時点で認められなかったのか。¹⁴⁾

憲法第四章では以前公的選挙で当選したことのあるフィリピン生まれの外国人を市民とみなしていることから、*Jus Soli* の原則を否定している様に思える。しかし当時フィリピンはアメリカの植民地であり、その間裁判所の判決は *Jus Soli* を支持するものであった。1912年最高裁はアメリカにおいては *Jus Soli* を認めており、この原則はフィリピンにおいても適用されると言った。¹⁵⁾ 以後この判決を裁判所は支持してきたのであるから、憲法発布の時点でフィリピン生まれの外国人は皆市民であったと考えることが出来る。

しかし独立直後の最高裁の判決は戦前の立場をくつがえすものであった。1947年最高裁は、

12) 外務省アジア局南東アジア第2課『フィリピン事情』(昭和45年10月), pp. 23-24. この数字が1960年のフィリピン国勢調査による数字かどうかははっきりしない。

13) Pagkakaisa Sa Pag-Unlad, Inc. の“A Position Paper on the Citizenship Clause of the New Philippine Constitution”(1970年12月に出された謄写版)によれば80%以上の中国人がフィリピンで生まれている。

14) ある国の国民を決める基準は *jus soli* と *jus sanguinis* と二通りある(帰化の場合を除く)。日本は後者を取っているがアメリカは両者を併用している。現在フィリピンは日本と同じく市民権は *jus sanguinis* に基づいている。

15) ロア・関税局事件。

1912年にとった *Jus Soli* を否定しフィリピンに生まれた外国人は市民になる権利は持たず、そうなりたい場合は帰化手続を経る必要があると決めた。¹⁶⁾

戦後中国人が市民権を得るには帰化以外に方法がない事になったが帰化は簡単な事ではない。帰化法は最初1928年に出来、1939年改定され、それが今日適用されている。¹⁷⁾ 帰化する事の出来る資格は(1) 21才以上である事、(2) 少なくとも連続10年以上フィリピンに在住していた事、(3) 経済的基礎がある事、(4) 英語もしくはスペイン語とフィリピンの主な言語のうちの一つが読み書き出来る事、(5) 通学年齢すべての子供をフィリピン政府の認めている学校に入れている事、(6) 罪を犯した事なく、またフィリピン憲法の基礎となっている原則を信ずる事の出来る事である。これによって前科者、革命家などは帰化の資格はない。また、フィリピン文化・社会に順応できないかその意志のないものは市民権を得ることは出来ない。

帰化手続は次の通りである。(1) フィリピンで生まれ、義務教育を受けた者および30年以上在住した者以外は「帰化願い」¹⁸⁾を出す1年前に法務省に帰化する意志である事を書面にて知らせる。(2) 「帰化願い」は、在住している州の地方裁判所¹⁹⁾に提出する。(3) 裁判所はその願書をその州の代表的な新聞と官報に発表する。その費用は願書の提出者が支払う。また裁判所は願書のコピーを関係各官庁に送る。(4) 発表後6カ月を経て公聴会を開く。その時、帰化を願っている者は帰化の条件をすべて満足している事を証明する義務を負う。(5) 判決は上訴することが出来る。地方裁判所が願いを聞き入れ、帰化を認め政府側も上訴しない場合でも市民権は判決後2年経過しなければ渡されない。2年の観察期間を無事経過すると宣誓をして市民権を得る。宣誓の前にもう一度公聴会が開かれるが、その場で法務省は何か問題ありとみなした場合はもう一度最初からやり直しをさせる権利を持っている。

帰化の資格が困難なものであるばかりでなく、帰化手続も帰化志望者に不利に出来ている。願書を提出してから最低2年の年数が必要であるというだけでなく、資格を満たしている証明の義務を負い、またそれに必要な経費は自分で持たねばならない。このような不利な立場におかれているため、手続きをスムーズに行かせるのに金が必要だとよく言われる。帰化に必要な経費は、わいろを含めて1970年で約3万ペソ(180万円)と言われている。²⁰⁾ また平均5万ペソ(約290万円)と言う人もいる。²¹⁾ はっきりとした金額は分からないが、普通の所得の人に

16) タン・労働省事件。

17) 最初の帰化法は1920年に作られ、1928年に修正された。今日有効性を持つのは1939年に改定された帰化法(C. A. No. 473)である。

18) Petition for Naturalization の訳。

19) Court of First Instance の訳。

20) Pagkakaisa Sa Pag-Unlad, Inc. の“A Position Paper on the Citizenship Clause of the New Philippine Constitution”(1970年12月に出た謄写版)。

21) I. P. Solingco の1970年8月16日付読者欄に寄せられた“Chinese without Money”と題する手紙の中に出てくる数字。

は経済的に帰化は非常に困難であるのが現状である。

帰化の条件がきびしい事と、帰化するのに多額の金がかかる事によって多くの中国人はフィリピンに生まれながら市民権を得られない現状になっている。

中国人に対し市民権を拒否しようとする態度は極端とも思える。1947年最高裁は、その判決の中で、母親がフィリピン人で父親が外国人の場合で法的に結婚している場合でも子供はフィリピン人とはみなされないとした。²²⁾ この事は中国人男性とフィリピン人女性の結婚によって中国人の子孫を同化してゆく道をふさいだ。その結果このような場合、子供に市民権を与えようとして内縁関係にしておく事が多くなった。²³⁾

帰化条件のきびしい事はフィリピン文化・社会に融合出来る人を限定する意図を持っていることは分かるが、かといって帰化した人はそのような人々かという点に疑わしい。多額の金を持ち、かつそれを使う意志のある条件はエリート意識を持った人に帰化を限定し、文化・社会への融合という面から現在の状態では必ずしも目的が達成されているとは言いがたい。しかし、帰化条件のきびしさおよび裁判所の帰化に不利な帰化法の解釈は、文化のユニーク性を保持しようとするだけでなく、次に述べる経済国民化を目的とする諸法律の中で、便宜上中国人あるいは他の外国人が市民権を得ようとするのを阻止する事を目的としていると理解することが出来る。

2. 経済の国民化に関する諸法律

外国企業の活動はいろいろな制限を受けている。これに関する法律は次の通りである。

(1) 憲法第13条： これは土地および鉱山資源の国民化を意図している。1947年の最高裁の解釈によると、憲法第13条では土地の所有が認められているのはフィリピン人かフィリピン資本60%以上の法人に限られる。²⁴⁾ また鉱山資源の開発権および木材伐採権もフィリピン人あるいはフィリピン資本60%以上の法人にのみ認められる。

(2) 憲法第14条： 公益事業の国民化を意図しているもので、この分野に従事できるのはフィリピン人あるいはフィリピン資本60%以上の会社に限定される。²⁵⁾

(3) 小売業国民化法： これは1954年成立し外国人を小売業から締め出すことを目的としている。法人の場合、小売業に従事できるのを100%フィリピン資本の会社に限定している事が

22) タン・労働省事件。

23) 中国人を含む外国人女性がフィリピン人男性と結婚した場合、市民権を得るには帰化手続を普通の場合と同様にとる必要があった。しかし1971年10月18日のジャパン・タイムスのUPI電によると最高裁はフィリピン人と結婚した女性の場合市民権はもっと簡単に取得すると判決を下し、今までの判例をくつがえした事が報じられている。1万5千人の女性がこの恩恵を受けるがその大多数は中国人である。はたしてこの判決は市民権に関する最高裁の新しい方向を示すものであろうか。

24) クリベンコ・マニラ登記所(Register of Deeds)事件において憲法に使われている『農地』は宅地、工場用地を含むものと広く解釈された。

25) 公益事業は広く解釈出来るが、これにひっかけて外国企業の国有化、国民化が行なわれたことはこれまではない。

この法律の特徴である。ただし1954年5月15日現在小売業に従事している外国人の場合、死ぬか廃業するまで営業を認める。また会社の場合、営業期間の切れるまで認める。この法律は新しく外国人および外国企業がこの分野に入ることを防止し、長期間かけて小売業を国民化しようとしている所に特徴がある。²⁶⁾

この法律で現在法廷で問題になっているのは、小売業とはどういう経済活動を含むかということである。法律の中にも小売業の定義はしているが、問題になるのは家庭以外に販売することを目的とする経済活動が小売業に入るかどうかである。例えば電力会社に重油を売ることとか学校および会社等に事務機械を売る行為は普通卸売業として考えられるが、この法律の小売業の定義の解釈のしよによって上のは小売行為と考える。

(4) 米および穀物産業の国民化法： 1961年の初めから有効になった法律で、米および穀物の加工および販売において外国人の活動を禁止し、その内容は小売業とよく似ている。

(5) 傀儡禁止法²⁷⁾： この法律の意図するものは、国民化されている分野において外国人がフィリピン人の名前を使って営業行為を行なうことを禁止している。この法律の解釈において特徴のあることは、1962年最高裁が100%国民化されている分野において外国人を使うことを禁止している事である。²⁸⁾ 経営者としてはもちろん普通の労働者としてもその分野においては働いてはならない。

(6) 投資奨励法： 1967年に国会を通過した法律で、目的は経済発展に則する優先投資分野を毎年投資委員会が作りその分野における投資を奨励することである。優先投資分野は輸入代替および輸出産業である。優遇措置としては製品の関税保障、機械・原料輸入の関税引下げ、税法上の優遇などである。

優先投資分野は創始産業とそうでないものとに分けられる。²⁹⁾ 前者に入る企業は、(1) これまで国内で商業的規模で生産のされなかったもの、または(2) 何らかの物質・原料を新規かつ未開拓である製品にする企業、である。この分野において外国資本は100%まで認められるが、20年以内に外国資本の比率は40%以下にされなければならない。

次に優先投資分野ではあるが創始産業ではない場合、まずフィリピン企業が優先される。しかし優先投資分野と指定されたにもかかわらずフィリピン企業の投資が充分でない場合には指定後3年を経て外国企業の投資が認可される。ただし創始産業と同じく20年以内にフィリピン資本の比率を60%以上にしなければならない。

26) 問題の箇所は小売業を“any act, occupation, or calling of habitually selling direct to the general public merchandise, commodities or goods for consumption”という定義である。

27) Anti-Dummy Law (1936年 C. A. No. 108 とそれを修正した1947年の R. A. 134)。

28) ビン・ヘルナンデス事件。

29) 優先投資分野は Preferred Area の訳でそれは Preferred Pioneer (創始産業) と Preferred Non-Pioneer (優先投資分野で創始産業でないもの) に分けられる。

(7) 外国企業活動制限法： この法律は1968年成立し現在投資奨励法と共に投資委員会の管轄にある。この法律の中には外国企業の営業活動に関するものと外国投資に関するものがある。前者は支店設立等を規制するもので、外国企業の営業には投資委員会の許可を必要とする。³⁰⁾ 投資活動においては、優先投資分野の企業の場合は40%、それ以外の企業の場合は30%までの外国投資は事前の許可は必要としない。しかしそれ以上の場合は投資委員会の許可を必要とする。このような非優先投資分野の企業の外国投資の比率を30%以上認めるかどうかは、憲法、諸法律の外国投資に関する規定、その企業の属する産業組織、同じ製品（あるいは代替品）を作っている企業数、優先投資計画、安定かつ均等な経済発展等にかんがみて判断される。

前記7法律以外に銀行、保険等の分野において外国企業の活動を制限あるいは禁止している法律がある。フィリピンにおけるナショナリズムは重要と思われる分野において国有化ではなく国民化という方法をとっている。それではこれらの法律の合憲性はどのようなのであろうか。

国会がナショナリズムを反映する立法をするだけでなくそのイデオロギーは裁判所でも強い支持を得ている。小売業国民化法が違憲ではないかと争った事件の判決で最高裁は次のような意見を出した。『政治的独立が国民の願いならば経済的独立もまたしかりである。国民が外国の経済的支配下にあれば自由は真実のものではない。外国の経済支配の排除および根絶は立法機関の追求する崇高なる目的の一つである。』³¹⁾

しかし外国企業にとって幾つかの抜け道はある。外国企業活動規制法は外国人の株所有を限定しているが30~40%の株をかためて持ち他の株をフィリピン人に広く売ることによって会社の経営権をにぎることが出来る。これが傀儡禁止法に違反するかどうか現在はっきりしない。また鉱業においても外国企業の活動は制限されているが外国資本40%以上の会社であってもある資源を採掘する権利を持っているフィリピンの会社と契約を結び採掘業務を行なうことは不可能ではない。この種の契約に鉱山局は反対していないようである。またプランテーション産業においても土地所有は出来ないが、賃貸借契約を長期間にわたって結ぶことにより営業することはできる。ただし、鉱業およびプランテーション産業におけるこの種の対策は投資委員会の許可なくしては出来ないので、ここで外国企業活動規制法の効力が出てくる。

Ⅳ アメリカの特権とそれへの反発

これまでの経済の国民化は中国人排除ということを直接の目的として進められた。しかしア

30) この法律の出来る前年の1967年マルコス政府は17の日本の会社の支店設立を認めた。しかしこの法律成立後支店設立は1件も認められていない。以前に支店設立を認められた会社は、三井物産・丸紅飯田・日商岩井・安宅産業・日比貿易・野村貿易・興和・伊藤忠商事・住友商事・蝶理・兼松江商・三菱商事・トーマン・日綿実業・豊田通商・山本産業・日本航空である。

31) ラオ・ヘルナンデス事件（1957）。

アメリカ人および企業の場合フィリピン人の待遇を受けるので国民化に関する諸法律は適用されない。それではこの特権はどのようにして生まれたのであろうか。

この事を理解するためには戦前にさかのぼらなければならない。19世紀の終りから1946年までフィリピンはアメリカの支配下にあったが、アメリカ国内で植民地反対の動きが強くなり1934年フィリピンの独立を約束する Tydings-McDuffie 法が成立した。この法律はフィリピン政府成立後10年間は暫定期間としてアメリカの指導下に置き、その期間終了後独立を約束するが、独立後は両国の間の特別な経済関係を断ち関税等の特別措置を取らないというものであった。

フィリピンはさっそく憲法草案会議を開き憲法は1935年に発布され、1936年にはフィリピン政府が成立し、10年後の1946年には独立する運びとなった。しかし1941年に太平洋戦争が始まり、1942年の初めから1944年の終り頃まで日本軍の支配下にあり、その期間中フィリピンは大きな被害をこうむった。戦争被害総額約8億ドルで、内訳は公共資産2億ドル、カトリック教会資産1.3億ドル、私有財産4.6億ドルという推定が出された。³²⁾ アメリカはこの全額を負担する義務はなかったかもしれないが、戦争開始当時の大統領布告・法律および日本軍占領中ゲリラ活動の奨励などの関係で復旧費用を一部負担する義務はあった。そこで1946年3月『フィリピン復旧法』が成立した。これにより私有財産4億ドル、公共資産2.2億ドル、アメリカ人財産5百万ドルがフィリピンに支払われることになった。

しかし同法 601 項は、これと同時期に成立した『フィリピン貿易法』に基づいた貿易協定が両国間に結ばれなければ 500 ドル以上の支払いを禁止するとしている。それでは『フィリピン貿易法』の内容はどのようなものであったのか。第1に特惠関税協定で、特惠度は最初大きく次第に小さくなり1970年頃にはそれがほとんどなくなるようにすることによって両国産業の調整をスムーズに行なう。第2にフィリピン側からアメリカに輸出する財のうち数個について数量規制を行なう。砂糖もこの中に含まれる。第3に為替レートの変更の自由をフィリピンは持たない。第4に経済活動においてアメリカ人は国民待遇を受ける事、が主な内容である。

問題となるのは第4のアメリカ人の国民待遇で、これに基づく貿易協定を結ぶことになる、鉱業、公益事業において外国人および外国企業を排除しているフィリピン憲法は修正しなければならなかった。1946年4月の選挙でロハスが大統領に選ばれ憲法修正を支持した。その年の7月4日フィリピンは独立し、国会は9月に憲法修正を認め、翌年3月国民投票が行われその修正は認められた。

1946年の貿易法はフィリピンの独立権を侵害している部分があるので戦後の事情の変化にかんがみ1954年改定されロウレルーラングリー協定（別名 L・L 協定）が成立した。これにより

32) War Damage Corporation の推定額で出所は Shirley Jenkins の *American Economic Policy toward the Philippines* (Stanford University Press, 1954), p. 47.

独立権侵害と見られる部分は除かれ、国民待遇についてはフィリピン人もアメリカにおいて同じ待遇を受けることにした。1946年の協定を改定した『フィリピン貿易法』はアメリカ人の国民待遇を1974年までにした所に良心の一部が見受けられるが、このようなアメリカの処置は外交史上に汚名を残すものとなった。

国民待遇がフィリピンにおける外国企業の中でアメリカの優位性を説明する大きな要因である。国民化の諸法律はアメリカ企業を直接の目的とはしなかったが影響は皆無ではなかった。また最近のナショナリズムの傾向はアメリカ企業にも鉾先が向けられ、1974年以後のアメリカ企業の地位は現在ではきわめて不確定で、中にはフィリピン側に売られたアメリカ企業が最近になって幾つか出てきた。またこのような現状の中でアメリカの投資も減退している。

アメリカ企業への反発およびアメリカへの追従への批判は戦前にさかのぼる。フィリピンの政党ナショナリストは、アメリカの植民地とし服従はしたが一日も早く独立を得ることを目的とした。目的は1946年7月4日に達成されることになったが、政治的・経済的独立を意図して出来た憲法をアメリカのために修正することにナショナリストは反対し、そのため修正案可決に必要な上院・下院議員の3分の2は得られないのではないかと思われた。しかし、同党を代表して大統領選挙に出たオスメニャは復旧費の必要性を強く主張し修正を支持したためナショナリスト党内は意見が分裂し上院では3分の2ぎりぎりでも修正案が9月に通過した。その数カ月前に選挙が行なわれたのであるが、上院は左よりのナショナリストの議員3人に議席を与えることを拒否した。この時優位に立っていたのは修正案を支持したロハス大統領の属するリベラル党であった。拒否の理由は票読みの問題であったが、修正案通過のためにとられた策ではなかったかと疑われている。この3人は当然修正案に反対していたのでこの3人が加わると上院で3分の2の賛成は得られなかった訳である。

政権を担当している政党とアメリカの関係はそれ以後比較的順調ではあったがナショナリスト党の中にはアメリカへの反発を続けるものもいた。アメリカ企業との問題が出て来たのは『小売業国民化法』であった。問題は二つある。一つは法人の場合フィリピン資本だけの企業でないと小売業に従事できないと同法は規定している。という事は例えばスペイン資本5%とフィリピン資本95%の会社であっても除外される事になる。そこで問題になったのは、アメリカ企業の中にも小売業とみなされる行為を行なっているものがあるが、その会社は国民待遇を受けるのであるから100%アメリカ資本であれば合法的である。しかしその会社の株が株式市場で売買されていればその一部を外国人が買っていないという証明は不可能であるので、そんな会社は小売業には従事できない。もし従事させればフィリピン企業よりも優遇されていることになり、そんな約束まではされていないということになる。この見解は1963年当時の法務大臣ファン・リワグによって出されたものである。

これはそれまでフィリピン政府のとっていた見解をくつがえすものであった。以前トワソン

が法務大臣であった当時、上記のようなアメリカ企業の場合、その成立した過程およびその時まだ1946年の貿易協定が有効であったことにかんがみ違法性は追求しないという約束をアメリカ政府にした。であるから、この新しい見解はアメリカにとってはショックであり、ジョンソン大統領は1964年抗議文をフィリピン政府に送った。この問題は現在法廷で争われている。

新しい見解が重要な意味を持っている事は、小売業が広く解釈されているところにある。前にも述べたが一般に卸売業と思われるものまでも含まれている。この解釈は『小売業国民化法』の成立した当時法務省から出されたものである。新しい解釈によると、例えばアメリカの石油会社が電力会社に重油を売ることは小売行為となる。その会社の株は株式市場でおそらく売買されているので100%アメリカ資本である事は立証出来ず、重油売買のためには石油会社と電力会社の間に100%アメリカあるいはフィリピン資本の立証できる会社を通さねばならない事になる。

アメリカ企業への反発の他の一例は農地の賃貸借契約においてである。現在デルモンテの商標を持つカリフォルニア・パッキング社とドール社がミンダナオでプランテーションを営んでいる。ドール社はハワイに本拠を持つカースル・クック社の子会社で1963年フィリピンに設立された。同社は国有開発会社から8,000ヘクタールの土地を借り営業を行なっている。この国有開発会社とドール社との賃貸借契約の合法性をトニャダ上院議員が最高裁で問題にしている。問題になっているのは、憲法13条と会社法において私企業が1,024ヘクタール以上の土地を所有することを禁止しており、またそれ以上の管理も制限していると解釈できる事にある。ドール社と同じようにアメリカ企業であるユナイテッド・フルーツ社がダバオ刑務所の土地を借りようとしたが、トニャダ上院議員の反対によってこの交渉は中止された。

アメリカ企業への反感の理由はおそらく複雑なものであろう。フィリピンは戦後独立したのであるからアメリカ人および企業の国民待遇を許したが、彼らの待遇が自分たちよりもよいという植民地によく見られる事が反感の理由ではない。

反感を持っている一つのグループはアメリカ企業を競争相手に持っているフィリピン人である。アメリカ企業は一般に資本・技術・マネジメントにおいて国内企業よりすぐれ、おうおうにして国内企業の売上げをおびやかす。

他のグループはフィリピンのインテリである。反感の理由ははっきり言い表わせないが、「社会正義」という概念で要約される漠然とした感情によるものである。表3はフィリピン製造工業におけるトップ254社の国内・外国企業別の払込資本の利潤率を示している。これによると外国企業は国内企業の数倍の利潤率をあげている。前にも述べたようにこの企業の大多数はアメリカ企業である。外国企業の利潤率の高い理由は幾つもある。本国で開発された資本に体化されていない技術をアメリカ企業が持っている事は一つの大きな要因であろう。また社内留保も国内企業と比べ相対的に多いのかもしれない。アメリカ企業が外国に進出するのは利

表3 利潤率の分布

利 潤 率	外 国 企 業		国 内 企 業	
	子 会 社	そ の 他	フィリピン人 企業	中国系フィリ ピン人企業
不 明	3	0.	0	0
損 失	7	0	25	4
0 — 5.0%	2	3	20	14
5.1 — 10.0	1	4	8	15
10.1 — 15.0	3	1	10	7
15.1 — 20.0	4	3	10	9
20.1 — 30.0	9	6	9	7
30.1 — 50.0	12	4	9	8
50以上	24	2	9	2
計	65	23	100	66
平均(median)	32.8%	21.8%	8.7%	9.7%
最 高	720.0%	184.6%	118.6%	81.4%

潤を追求しての事であるから、利潤率が国内企業より高いと非難することは外国企業の進出を阻害することになる。しかし問題になるのは、その利潤率が正当なものかどうかという事である。たしかに価格の妥当性を決める客観点のようなものがないのと同様にアメリカ企業が持つ利潤率が妥当なものであるかどうかを決める客観的なものはない。しかしナショナリストは外国企業の高い利潤率を見る時、自分達は搾取されているのではないかと思う。そういった感情が正当なものであるかどうかは別として、そういう感情が起こるところにアメリカ企業への反感が生まれてくるのである。

V 工業化政策とナショナリズム

いままでは経済の国民化を推進する事を目的とした法律を中心にしてナショナリズムの影響を述べてきた。次にフィリピンの工業化政策の中でのナショナリズムの影響を検討したい。まず最初に戦後の工業化政策の概略を叙述してから本題に入る。

フィリピンの工業化政策は輸入代替を基礎とするものであった。戦前アメリカ植民地であった事にもよるが、貿易のパターンは原料輸出・工業製品輸入であり、国内で消費される製品の多くは輸入された状態で国内工業はきわめて貧弱であった。フィリピンの工業化政策は、輸入している製品のうち技術的に生産可能なものの国内生産を推進するというものであった。

最初この政策推進の手段として使われたのは外貨割当であった。しかしこれは工業化政策の一環として出たのではなく国際収支改善策としてとられた手段であった。終戦後数年間国際収支は輸入超となり、また復旧援助も少なくなり外貨保有高は急速に減少した。

1949年は国際収支危機の年であった。対策として1950年から為替管理と輸入規制を行なった

が前者が主な役割を果たした。外貨割当は1950年は輸入規制局、1951年はその後継者としての輸入規制委員会によって行なわれたが、1953年以後は中央銀行にその管轄が移った。割当方法は輸入品目を分類し優先順位をつける方法をとった。

1950年には輸入額は前年に比べ半減しそれ以後国際収支危機はいちおうおさまった。しかしともすると輸入超になりがちで為替管理は1965年まで続いた。

問題は為替レートが実状に則していなかった事によるが、物価対策の上で輸入物価を安くするためペソを高くしていた。しかし為替管理に関して汚職が行なわれ批判が強くなってきたので1962年に為替変動制に移り、1965年には100%ペソを切り下げた4ペソ=1ドルに固定し為替管理を廃止した。

国際収支安定策としての為替管理は次第に国内産業育成の役割を果たし始めた。外貨割当の優先順位をきめるのに際し、生産に必要な機械・原料・部品輸入を優遇し国内で生産できる製品の輸入に対しては外貨割当を行なわなかった。外貨割当の優遇と共に税法上の優遇処置もとられた。新規重要産業として指定された場合法人税を数年間免除された。1953年以後このほかに機械等の輸入にかかる関税の免除もされることになった。しかし1961年には基礎産業法ができ税法上の優遇を排し関税上の優遇処置のみが残る事になった。

1965年以後為替管理がなくなったのであるが、それまでの国内産業保護政策の持続のため関税がその役割を果たすことになった。為替管理廃止の準備として1957年関税率が改定され、原料・部品・機械等の生産財の関税率を低くし、消費財のそれを高くするというものになった。最初は保護税率はそんなに高いものではなかったが、為替管理の廃止された年までには消費財の関税率70.1、中間財27.4、建設資財55.1、機械16.2、全工業製品50.8と比較的高い関税率に改定されていた。³³⁾

これらの工業化政策の結果はどうであったか。多数の消費財が国内で生産されるようになり、またいろいろな加工・組立産業が出来た。工業が国民所得に占める比率は1950年に7.3%であったのが1965年には20%に上昇した。

しかし輸入代替の工業化政策にはいろいろな問題が出てきた。輸入されていたものを国内で生産しそれだけ外貨の流出を防ぐ意図のものであったが、輸入代替産業の原料・部品等の輸入依存度は高く、この工業化政策は国際収支改善にはあまり役立たず、むしろそれを悪化させた。³⁴⁾ 1960年の調査では1ペソの国内付加価値を作るのに0.75ペソの輸入財を必要とした。し

33) *The Philippines and Taiwan* (Oxford University Press, 1971) 中の John Power and Gerardo Sicat の "The Philippines: Industrialization and Trade Policy," p. 93.

34) こういう状態は import dependent import substitution と呼ばれている。輸入代替産業に輸入依存の傾向が大きい事については、*The Structure and Development in Asia* (1968年に開かれた日本経済研究センターの会議録) 中の Amado Castro の "Import Substitution and Export Promotion: Trade and Development" 参照。

かしこの政策の目的としているところは輸入していた部品・原料も次第に国内で生産しいずれ製品を輸出するようにしてゆく事であった。しかし現在の生産技術は大量生産をベースとしているので国内市場が小さい事はそれを許さず、その可能性も小さいように思える。従って輸入代替産業は国際市場で競争できず国内の小さな市場を主とすることになった。結果として、戦前の貿易パターンを変えることなくこの工業化政策による限りそのスピードは第一次産業の輸出の伸びに依存する事になった。

この政策の中でナショナリズムはどう反映されているのか。それは輸入代替産業の育成という考えそのものがナショナリズムと結びついている。輸入代替産業育成には保護が必要であり、その支持者は自由貿易論者ではない。産業を保護し成長後競争させるという事の理論的根拠は当時後進国であったアメリカのアレキサンダー・ハミルトンおよびドイツのフリードリッヒ・リストにさかのぼることができる。国際協調が乱されても他の国の犠牲においても自分の国に重要と思われる産業を保護し国威を推進させるという考え方そのものがナショナリズムの一つの基礎を成している。

また工業化政策を進めてゆく上にも国民化への動きが出た。1957年国家経済審議会が政府金融機関からの貸付け、外貨割当、税の免除、賠償物資の配分等において国内企業を優先することを公表した。この方針の一部は翌年中央銀行の外貨割当の基準となった。新規重要産業の指定は大蔵省の管轄であったが、指定された企業の大部分が国内企業であるところをみると指定の基準において外国企業は差別を受けたように思える。この国民化政策は市民権を持たない中国人を工業部門から排除する事には役立ったが、国民待遇を受けるアメリカ企業は国民化を進めてゆく上の大きな障害となった。外貨の割当において1956—58年に約半分は外国企業に割り当てられた。³⁵⁾

Ⅵ む す び

本稿においてこれまでナショナリズムの経済分野における影響をみてきたが、その影響はいろいろな所に見られる。それは市民権の獲得を困難にする事による中国人の経済分野からの排除、輸入代替産業の育成、生産手段の国民化という所に反映されている。

ナショナリズムがどのように、またどの程度人間の行動および社会制度を変えていこうとするのかを 実証的に 明らかにしなければそれが経済発展に及ぼす影響を評価することはできない。しかし短期的には保護貿易、外国企業のしめだしといった傾向をもつのでマイナスの面が大きいと思える。リカルド以来の西洋経済学の自由貿易および資本移動が国民の福祉を高めるという結論は容易にくつがえせ得ないと思える。外国資本の流入は資本不足を助けるのみなら

35) Renato Constantino, *The Filipinos in the Philippines and Other Essays* (Manila: Malaya Books Inc., 1966), p. 19.

ず技術の導入，技術者の養成，外国市場との取引の増大という点で大きな役割を果たす。また自由貿易は生産手段の分配の最適化および消費者の福祉を高めるのみならず，別の観点からは外国市場での販売は市場を拡大し大量生産から来るコスト低下という役割をも果たす。

それではナショナリズムは感傷的なものにすぎず，それが強ければ強いほど経済の成長を遅らせる浪費にすぎないのであろうか。

ミュルダールによれば³⁶⁾，自由貿易のメリットを受けられるのは国造りの出来た国で，その理論は長い植民地時代を経た多くの後進国に理屈どおりには適用できない。それらの国々は国際経済にまき込まれ外国の影響を強く受ける事によって自分を見失ってしまう。従ってある程度の保護が必要であり，極端になると鎖国する事によって文化的にユニークな国となりうる。政治的には独立しているが文化的には外国の植民地である状態は独立国としては望ましくなく，国造りをやるためにはナショナリズムが必要であるというのがミュルダールの見解である。

しかしフィリピンなど現在の後進国の悩みは，国造りのためにナショナリズムが必要であるとしても，そのために当分経済成長が犠牲になるというところにある。国造りは簡単にできるものではなく，現在の先進国と呼ばれる国々も何百年とかけてゆっくりとしたペースで曲折を経てやりとげたものである。これからの時代に何百年は必要ではないだろうが長い期間を必要とする事は確かである。しかしその間に人口は増大し失業者は増し，栄養が充分でないため身体の健全な発育ははばまれ経済問題は深刻化する可能性がある。ナショナリズムと経済発展は本来相反するものではないかもしれないが，前者の后者に与える影響は現在の多くの国についてみる限り少なくとも短期的にはマイナスである。ここに，深刻化する経済問題の中でナショナリズムを国造りのために必要とするフィリピンなど後進国の悲劇がある。

36) *Economic Nationalism and Internationalism* (Melbourne: Australian Institute of International Affairs, 1957).